

令和 6 年

第 3 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

令和6年第3回志賀町議会定例会会議録

令和6年8月27日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
町参事兼総務課長	山 下 光 雄
富来支所長	吉 村 満
企画財政課長	村 井 直
デジタル情報課長	三 野 善 明
税 務 課 長	中 田 龍 一
住 民 課 長	横 田 義 浩
子育て支援課長	東 山 和 憲
健康福祉課長	宮 下 隆
環境安全課長	上 滝 達 哉

商工観光課長	福 田 秀 勝
農林水産課長	前 田 稔
まち整備課長	山 内 勉
富来病院事務長	笠 原 雅 徳
会計管理者(会計課長)	平 野 雅 巳
学校教育課長	藤 井 専
生涯学習課長	大 島 信 雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向 井 徹
議会事務局参事	飯 田 一 也

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第4号、承認第31号、第32号及び議案第53号ないし第63号並びに認定第1号ないし第8号(提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 承認第32号(質疑、委員会付託、討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第3回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

福田晃悦議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、4番 中谷松助君、6番 南正紀君を指名します。

日程第2 会期の決定

福田晃悦議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 13 日までの 18 日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 13 日までの 18 日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

福田晃悦議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第 4 町長提出 報告第 4 号、承認第 31 号、第 32 号及び議案第 53 号ないし第 63 号並びに認定第 1 号ないし第 8 号（提案理由説明）

福田晃悦議長 次に、本日町長から提出のありました報告第 4 号、承認第 31 号、第 32 号及び議案第 53 号ないし第 63 号並びに認定第 1 号ないし第 8 号を、一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

令和 6 年第 3 回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も梅雨が明けてから、連日、暑い日が続いております。

危険な暑さへの注意を促す「熱中症警戒アラート」も、度々発表されるなど、熱中症に注意しなければならない日々が続いております。

今年 4 月に改正気候変動適応法が全面施行されたことに伴い、現在の「熱中症警戒アラート」の要件よりも、さらに気温が上がって危険性が高い場合には、「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。この「熱中症特別警戒アラート」が発表されている期間は、危険な暑さから身を守るための一

時的な休息場所として、公共施設、民間施設を問わず、各自治体であらかじめ指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを確保して、住民の熱中症リスクを低減させることが求められております。

町としても、これを踏まえ、文化ホール、富来活性化センター、町立図書館及び富来図書館の公共施設4か所と、民間施設では増穂浦ショッピングセンターアスクにご協力いただき、クーリングシェルターとして指定したところがあります。

これまで、「熱中症特別警戒アラート」の発表までには至っていませんが、翌日の暑さが「熱中症警戒アラート」よりも危険が高い場合に環境省から発表されますので、その場合は、LINEやタウンメール、防災行政無線などを通じて、町民の皆様にお知らせいたします。

この暑さは、9月に入ってもしばらく続くとされております。

熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合でも、これらの施設を活用することは可能であり、特に仮設住宅に入居されている方は、仮設住宅の集会場なども暑さを凌ぐ場所として利用することができますので、熱中症には、十分に注意されるようお願いいたします。

そして、台風の時節でもあります。

現在、強い勢力の台風10号が発生しており、県内には30日から31日にかけて最接近するとされている中で、暴風や高潮にご注意いただくことはもちろんのこと、地震によって地盤が緩んでいる箇所が多く存在しますので、大雨の際には洪水だけでなく、土砂災害にも特段の警戒が必要です。

また、能登地方の地震活動については、当面、継続するとされているところであり、引き続き、注意が必要であると考えております。

町としても、予期せぬ災害に迅速に対応できるよう、防災体制を再度確認し、万全の体制で取り組んでいきますので、町民の皆様におかれても、日頃からの備えはもちろんのこと、随時発表される防災・気象情報などにも十分注意され、最善の行動に心がけるようお願いいたします。

それでは、地震からの復旧・復興状況等について、ご説明いたします。

まず、志賀町令和6年能登半島地震復興計画についてであります。

今年元日の発災以来、約8か月が経過いたしました。

発災直後は、地震の惨状を目の当たりにして、絶望感に苛まれましたが、国や各県からの応援職員はもとより、全国の皆様からの復旧支援や心温まる義援金、また支援物資の提供もいただきながら、インフラの応急的復旧や仮設住宅の確保などに全力で取り組み、ようやく復旧・復興への足掛かりが見えてきたところであります。

そのような中で、町民の皆様の一日も早い正常な暮らしと生業を取り戻し、町全体の復興を進めていくため、町の考えを早期に示す必要があるとの考え方のもと、先月31日に、「志賀町令和6年能登半島地震復興計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、4月に民間有識者からなる復興計画策定委員会を設置して、その下部組織として、生活再建、生業再建、社会基盤再建の3つの部会において、調査・研究のうえ、検討を行いました。そして、県が策定した「創造的復興プラン」も踏まえ、各種団体や避難者へのアンケート、住民からの提言を募集し、その内容も計画に反映しております。

計画では、町の復興に向けて「かえる、志賀町」をキーワードに、「人が帰る」「元に戻る」「町を変える」ことを基本理念としています。

この基本理念のもと、復興方針として、「暮らしとコミュニティの再建」、「まちの特色を活かした生業、地域産業の再建」、「災害に強く住み続けられるまちづくり」、「将来につながるまちづくり・ひとづくり」の4つを掲げ、その方針に従って、14の施策、43の取組項目、87のプロジェクトを位置付けております。

そして87のプロジェクトのうち、特に重点的かつ先駆的に取組むべき創造的復興リーディングプロジェクトとして、「復興のシンボルとなる複合型の避難拠点施設と防災公園の整備」、「災害に強い住宅地の整備と災害公営住宅の建設」、「産業の振興と雇用の創出」、「地域の絆をつなぐ祭りの再興」、「公共施設の再編・再整備」、「オフグリッド型のインフラ施設等の整備促進」、「道の駅とぎ海街道周辺の再整備」、「移住の促進と起業支援、関係人口の創出」の8つを位置づけ、復興計画を総合的、一体的に推進していくこととしております。

この復興計画については、すでに町ホームページに掲載しており、また、計

画の概要版を今月配付の広報9月号に合わせて、全世帯に配付し、周知を図っていきます。

さらに、来月中旬から10月にかけて、タウンミーティングを実施し、町民の皆様に復興計画の説明を行うなかで、さまざまなご意見、ご提言なども併せていただければと考えております。

今回策定した復興計画は、「策定したからこれで確定」ではなく、今後の復興の状況や本町を取り巻く環境の変化等を踏まえて、柔軟に対応することとしており、適宜、見直しを行いつつ、具体的な事業については、町が毎年策定する事業計画や予算編成において対応をしていきます。

復興計画の策定に際し、ご協力いただきました復興計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートや提言をいただきました町内各種団体、避難所、町民の皆様には心から感謝を申し上げます。

次に、地域支え合いセンターについてであります。

本町においても、災害関連死が数件認定されておりますが、これ以上の災害関連死を増やさないためにも、日常生活における相談や生活支援、住民同士の集いの場などを一体的に提供し、被災された方が新しいコミュニティの中で、自立した生活再建を図ることができるように、先月1日、町社会福祉協議会に委託し、志賀町地域支え合いセンターを設置しました。

この支え合いセンターを拠点に、社会福祉協議会の職員と新たに雇用した生活支援相談員のほか、町保健師、リハビリ職員、栄養士など専門職が連携し、建設型仮設住宅やみなし仮設住宅をはじめ、在宅での支援を必要とする方々などを訪問し、世帯の状況や健康状態等の聞き取りのほか、必要に応じて、各種支援制度の説明や、医療・介護など関係機関へ繋ぐ活動を行っています。

今後も、被災された方々が、安心した日常生活と自立した生活再建を成し遂げるよう、関係機関と連携を図りながら、被災者支援に取り組んでまいります。

次に、被災者生活再建支援金をはじめとする各種支援金等の申請状況についてであります。

地震により住宅が全壊・半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援する被災者生活再建支援金の申請状況については、8月20日現在、基礎支援金の対象となる住家の全壊が447世帯、大規模半壊が

336世帯となっており、住宅の建設や購入、補修、賃借にかかる加算支援金の申請数については、601世帯となっております。

また、全壊世帯と同様の支援を受けることができる半壊以上解体世帯についても、公費解体等の進捗とともに申請が増えてきております。

全壊・大規模半壊の世帯が該当となる基礎支援金については、申請期限が令和8年1月末となっておりますが、罹災証明書の発行件数から推計しますと、まだ申請されていない方が約50世帯程度あると思われます。

町としても、広報と併せて、各支援制度の一覧を配布するなど、周知に努めておりますが、まだ申請されていない方は、早めの申請をお願いいたします。

石川県が受け付けております「地域福祉推進支援臨時特例給付金」については、本町を含む能登地域の6市町において、住家が半壊以上の世帯であって、65歳以上の高齢者がいる世帯や障害者のいる世帯、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯など、一定の条件を満たす世帯がこの特例給付金の対象となります。

また、これらの条件に該当しない世帯であっても、住家が半壊以上であって離職や廃業をした人がいる世帯や、一定のローン残高がある世帯、地震によって家計が急変した世帯などについても、特例給付金の対象となります。申請・相談が必要な方は、県の申請窓口を本庁及び富来活性化センターに開設しておりますので、こちらをご利用ください。

準半壊以上の被害を受けた住家に引き続き住み続けることを目的に、応急的な修理費用を自治体が負担する応急修理制度の申請状況については、8月23日現在、1,526件の申請件数となっており、準半壊以上の被害を受けた世帯の約半数が申請されております。この制度を利用した修理工事の完了期限は、来年の12月31日までとなっておりますので、利用を考えている方はその点を十分に留意願います。

住家被害にかかる義援金の申請状況ですが、罹災証明書の発行件数から推計しますと、8月20日現在、約9割の方が申請を終えており、未申請の方は約1割となっております。

また、被災した6市町の全住民に一律5万円を支給する県義援金いわゆる特別給付金の申請状況は、8月19日現在、対象自治体全体で97パーセントの申請

率であり、残り３パーセント、約4,000人が未申請であると報じられています。この県義援金については、申請期限が来月末でありますので、申請されていない方は早めの申請をお願いいたします。

次に、避難所の状況及び閉鎖時期についてであります。

発災から約８か月が経過し、建設型仮設住宅やみなし仮設住宅に入居される方、又は住家の修繕に目途がつき帰宅される方など、避難所における避難者数は減少しております。また、西山台の地域交流センターについては、全ての避難者が退所したことに伴い、８月25日をもって閉鎖いたしました。

この結果、８月26日時点の避難者数は、指定避難所３か所で、55名となっております。

これら、指定避難所３か所については、現在、整備中の仮設住宅の完成時期を目途に入居予定日を考慮して、順次、閉鎖する予定であります。富来小学校のグラウンドに建設中のとき第8団地の整備完了時期が９月末に延期されたこともあり、引越し準備等を勘案しますと、全ての避難所の閉鎖時期は10月下旬となる見込みであります。

町としては、避難者の皆様が円滑に次の段階へ進めるように、適切な情報提供やアドバイスなど支援を継続し、一日も早く生活再建ができるよう、引き続き、全力で取り組んでまいります。

次に公費解体の状況についてであります。

公費解体については、５月の連休明けから開始していますが、これに自費解体や緊急解体も含めて、８月19日現在、申請数3,177棟の内、発注数が1,009棟、解体完了数が218棟、解体完了率は6.9パーセントとなっており、申請棟数では、県が令和６年２月に定めた実行計画の解体見込み棟数2,269棟を既に上回っております。

県全体での解体申請数も、当初想定した22,469棟を大きく上回り、８月19日現在、26,774棟に達しているため、県では実行計画を見直し、さらなる解体事業者の確保や自費解体の促進を図ることとしており、本町においても、最終的には4,000棟を超えるものと推計されることから、公費解体、自費解体ともに、申請期限を令和７年３月31日まで延長したところであります。

このような状況の中で、公費解体を実施している自治体全体において、解体

完了率の低さが問題視されていますが、この要因としては、申請手続きの煩雑さに加え、解体事業者の確保や事業者の宿泊先の確保が困難なことが挙げられております。

申請手続については、5月下旬に国から新たな指針が示され、「建物全体が倒壊し、建物性が認められない場合には、相続人全ての同意がなくても、災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支え、ない。」として、要件緩和されましたが、罹災証明書の全壊判定でもこの要件に合致するとは限らず、個別に精査する必要があります。

さらに、新たな指針においても、大規模、中規模を合わせた半壊など、建物の機能がある程度残っている場合は、従来通り全員の同意が必要であるとされており、建物性があるかないかの判断基準の詳細は不明確な状況となっております。

また、相続人の間で異議が出る可能性が低い状況であれば、申請者からの宣誓書提出による解体は可能とされていますが、訴訟のリスクもあることから、宣誓書の活用については、引き続き慎重を期す必要があると考えております。

解体事業者数については、8月21日現在、50班体制で解体工事を行っておりますが、県の実行計画に掲げる来年10月末までの完了を目指すには、少なくとも120班以上の体制で行っていく必要があります。

このようなことから、町としましては、国や県、構造物解体協会など関係機関と連携を密にしながら情報の収集に努めるとともに、建物性の判断基準の明確化や訴訟リスクに対しての免責措置、さらには解体事業者数やその宿泊場所の確保について引き続き要望するなど、懸案事項を一つ一つ解決しながら公費解体の円滑化、迅速化を図っていきたいと考えております。

次に、仮設店舗の整備についてであります。

今回の地震により被災した事業所の早期再開を目的として、店舗・事務所等に使用する仮設施設の整備を道の駅とぎ海街道周辺で行っております。

道の駅とぎ海街道駐車場では、ムービングハウスを利用した仮設店舗を整備しており、飲食店や小売業を営む5つの事業者の入居を予定し、9月中旬のオープンを目指しております。

また、シーサイドヴィラ渤海駐車場に整備中のプレハブ型の仮設店舗には小

売業を営む1つの事業者が入居予定であり、さらに夕陽が丘公園内に整備中のプレハブ型の仮設事務所兼倉庫には、電気業などを営む3つの事業者の入居が予定されております。

これらの店舗や事務所については、いずれも10月上旬の事業開始を予定しております。

町の復興には、被災事業者の事業再建が必要不可欠と考えており、今後も被災事業者を下支えし、営業支援、運営支援につながる施策を講じていきたいと考えています。

次に、富来小学校・富来中学校の再整備についてであります。

富来小学校・富来中学校の将来的な在り方については、昨年10月、富来地域小中学校適正規模・適正配置検討委員会から「施設一体型の小中一貫教育学校を開設することが望ましい」と、答申を頂いておりましたが、この度の地震により、富来小学校は甚大な被害を受け、現在、富来中学校を仮校舎として使用し、結果として小中一貫校のような形で学校運営を行っております。

しかしながら、富来中学校の施設自体も大きな被害を受けていることもあり、児童・生徒の学習活動スペースの確保を最優先に考え、教育環境の改善を図るため、現在、給排水設備等修繕工事を行っていますが、教室数の不足や体育館の使用制限などが課題となっています。

この現状を踏まえ、今後の富来小・中学校の在り方を協議するため、去る8月19日に総合教育会議を開催し、子ども達の安全・安心な教育環境を早期に確保するため、将来の児童生徒数に見合った適正規模の小中一貫校として、新しく整備することを確認いたしました。

現在の富来小学校は、グラウンドに仮設住宅が建設されていることなどから、新校舎は富来中学校の敷地内に整備する方針とし、今後、具体的な検討を進めることとしています。

富来小・中学校の再整備については、完成まで相当の期間を要することが想定されるため、当面の間、富来小学校は、富来中学校を仮校舎として学校生活を送ることとなります。

児童生徒、保護者、教職員の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、町政の近況について、申し上げます。

まず、各種復興イベントの開催についてであります。

被災した地域の賑わいを取り戻し、復興の後押しをしたいとの思いのもと、各種復興イベントの開催が予定されています。

9月14日には、道の駅とぎ海街道及び増穂浦海岸において、富来商工会主催の復興祈念イベント「光の絆、増穂浦のきらめき」が計画されています。

希望や活力を象徴する「灯」をテーマに、地域の再生と未来への期待を込めて、打ち上げ花火やスカイランタン、イルミネーションで復興を願うもので、会場にはテント市や太鼓演奏も用意されています。さらに10月5日には、志賀町観光協会主催による「世界一長いベンチリニューアルイベント」も予定されており、ギネス記録に再挑戦する催し物等が計画されています。

また10月19日には、文化ホール及び柴木運動公園において、志賀町商工会主催による「志賀町商工祭」が計画されており、地元事業者による出店やステージイベントなど、多彩な催しにより、地域の元気を取り戻すことを目指しております。

町としては、これら復興イベントの開催に係る関係団体への支援はもちろんのこと、広く情報発信することにより、地震で生じた風評被害を払拭し、賑わいを創出する交流人口の拡大にもつながると考えております。

次に、町内における新たな事業の開始についてであります。

今月14日、ホクト商事株式会社大島工場が開所しました。

この新工場は、昨年、町から取得した旧中甘田保育園を改修して開業したものであり、遊戯室スペースを工場化して、輸入レーズンの選別作業を行い、大手企業へ供給するということであります。

また、今月20日には末吉地内において、株式会社DEP志賀講習センターが竣工し、事業が開始しました。

このセンターでは、外国人研修生に対し、日本語教育はもとより、日本で生活する上で必要な習慣や生活ルールをはじめ、海岸清掃などを通して環境に配慮する意識の醸成を行うなど、企業が求める人材教育を行うということでもあります。

現在、町においても、雇用に苦慮されている企業は多く、このセンターの設

立により、今までなかなか踏み出せなかった外国人の雇用に対して、積極的に検討される企業も出てくるのではないかと期待しております。

また、今後の企業誘致におきましても、少子高齢化で日本人労働者が減少傾向にある中、外国人雇用の需要があることから、安定的な雇用の確保につながることは、大きなメリットになるのではないかと考えております。

いずれも、今後、地域に根差した企業として、大きく発展、成長し、雇用の創出や地域産業の振興につながっていくものと思っております。

次に、学生交流拠点施設の設置についてであります。

本町における学生との交流活動は、これまでに地域課題への取組や地域の活性化などに成果を上げてきたことは、周知のとおりであります。

今回の震災においても、社会貢献度の高いボランティア活動などに、県内外の大学から、多くの学生に取り組んでいただいております。

このような学生交流を通じた交流人口、関係人口の拡大については、県が策定した「創造的復興プラン」や、町の復興計画においても、ともに創造的復興リーディングプロジェクトとして位置づけている重要な施策であります。

このことを踏まえ、町では、昨年、町に寄附された旧富来湾漁協事務所を「学生交流拠点施設」として活用し、さらなる地域の活性化と交流促進を図っていきたいと考えております。

拠点施設を設置することで、学生には安心して活動していただけることになり、また、集落や地域の負担軽減にもつながると考えており、この活用により持続可能な交流人口、関係人口の拡大につなげていきます。

なお、本施設の設置については、今定例会に条例制定の議案として提案しておりますので、ご審議をお願いするものであります。

次に国の特別天然記念物コウノトリの現況と愛称についてであります。

今年、誕生したヒナ3羽は、6月25日に無事、巣立ちし、現在、巣の周辺で、エサの捕獲や飛行のための準備行動をしており、もうしばらくは、見守りを続けていきたいと考えております。

また今年は、ヒナの愛称を町内の小学6年生を対象に募集を行い、その結果、オス2羽は「ノト丸」、「勇太」、メス1羽は「富志」と命名しました。

愛称には、それぞれ思いが込められており、愛着をもって見守ることで、コ

ウノトリが育つ環境の保全に関心を持ってもらい、今後予定されているトキの放鳥への機運醸成にも繋げていきたいと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

志賀原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認に係る審査の状況については、北陸電力から、現在、火山の影響評価を審査中で、将来、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山及び活動を否定できない火山、17火山を抽出した上で、火山活動に関する個別評価結果を今後の審査会合で説明を行うとの報告を受けております。

併せて、令和6年能登半島地震後の状況確認における敷地内断層と地震時に発生した道路亀裂との関連性に関する質疑に対する回答を行う予定ということであります。

今後も、志賀原子力発電所2号機の新規制基準適合に関する審査会合において、敷地内断層、周辺断層、津波、基礎地盤ごとに審査が行われていきますが、規制委員会には、今回の地震による影響もしっかりと検証するとともに、科学的知見に基づいた厳格な審査を行い、地元住民はもとより国民の理解と納得が得られるよう、しっかりと説明責任を果たすことを強く要望していきます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定による専決処分の報告が1件、条例の一部改正及び基本協定の締結に係る専決処分の承認が2件、一般会計や各会計の補正予算、条例の制定及び改正に係る議案が11件、令和5年度の各会計に係る決算の認定が8件の、合わせて22件であります。

報告第4号 専決処分の報告については、町職員の運転する公用車が、和解の相手方が所有する駐車中の車両に接触し、その一部を破損させた事故について、6月29日に和解が成立し、その損害を賠償したので、議会に報告するものであります。

承認第31号 専決処分の承認について（令和6年能登半島地震に係る災害被害者に対する町税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）については、令和6年能登半島地震により被害を受けた者の固定資産税（償却資産）の減免申請手続きを簡略化し、迅速かつ効率的に税額を免除するため、所要の改

正を行い、専決処分したものであります。

承認第32号 専決処分の承認について（「農地・農業用施設災害復旧事業に関する基本協定の締結について」）は、令和6年能登半島地震で被災した農地・農業用施設の災害復旧事業の実施に伴う査定設計書作成業務及び復旧に向けた発注等を行うにあたり、石川県知事 馳浩と13億9,200万円で基本協定を締結し、専決処分したものであります。

議案第53号 令和6年度志賀町一般会計補正予算（第4号）については、歳入では、前年度繰越金のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や体育施設の災害復旧に係る国庫補助金、農業機械再取得等支援事業やとぎ保育園の災害復旧に係る県補助金を主として増額し、歳出では、定期人事異動に伴う職員人件費を減額する一方で、災害派遣職員手当などの災害対策本部経費をはじめ、被災したとぎ保育園やアクアパーク「シ・オン」、総合体育館や武道館、B&G海洋センター「フレア」などの災害復旧費、国の政策に伴う低所得世帯支援給付金給付事業や定額減税調整給付金給付事業、能登半島地震被災世帯緊急支援給付事業に係る扶助費、道の駅とぎ海街道周辺に整備する被災した事業者用の仮設店舗・事務所等のリース料、被災した農業機械や施設等の再取得に対する農業機械再取得等支援事業、前年度決算に係る法定の財政調整基金積立金等の増額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第54号 令和6年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の計上と基金繰入金を増額し、歳出では、令和6年能登半島地震に伴う令和5年度国民健康保険税減免分の保険税還付金の増額補正を行うものであります。

議案第55号 令和6年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の計上と基金繰入金を増額し、歳出では、地域密着型介護予防サービス費の増額に伴う保険給付費の組み替えと前年度事業確定に伴う国庫支出金等の返還金の増額補正を行うものであります。

議案第56号 令和6年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、前年度決算に伴う基金繰入金と寄附金を増額し、歳出では、医事一体型電子カルテシステムの導入に伴う備品購入費の増額補正を行うものであります。

議案第57号 令和6年度志賀町水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入では、令和6年能登半島地震に伴う水道料金の特別減免（復旧遅延地区）に対する一般会計繰入金の追加及び災害査定復旧費（応急復旧分）の確定見込みに伴う災害復旧事業補助金を計上し、収益的支出では、当該水道料金特別減免に係る料金損失を計上するものであります。

また、資本的収入及び支出ともに下水道災害復旧工事に伴う水道管支障移転工事及び令和6年能登半島地震災害復旧に係る所要額を補正するものであります。

議案第58号 令和6年度志賀町下水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入では、令和6年能登半島地震特別利益において、国庫補助金の増額等による財源を更生し、収益的支出では、定期人事異動に伴う職員給与費等の減額のほか、令和6年能登半島地震に伴う下水道使用料の特別減免（復旧遅延地区）に係る使用料特別損失を計上するものであります。

また、資本的収入及び支出ともに令和6年能登半島地震災害復旧に係る所要額のほか、資本費平準化債の制度拡充に伴う所要額を補正するものであります。

議案第59号 令和6年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）については、資本的収入では、電子処方箋システムの導入に伴う補助金の増額や令和6年能登半島地震に係る寄附金を計上し、資本的支出では、電子処方箋システムの導入に伴う備品購入費の増額補正を行うものであります。

議案第60号 志賀町学生交流拠点施設条例については、本町と連携協定を締結する大学等の学生との交流による交流人口及び関係人口の拡大を図っていくことを目的に、志賀町学生交流拠点施設を設置するにあたり、新たに条例を制定するものであります。

議案第61号 志賀町手話言語条例については、手話への理解の促進及び普及の推進について基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本事項を定めることにより、町民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として、新たに条例を制定するものであります。

議案第62号 志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業を取得している職員に係る勤勉手当の支給対象から、会計

年度任用職員が除外されているため、支給対象に含めて支給ができるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第63号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、令和5年に公布された番号法等一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴う罰則の取扱いについて、所要の改正を行うものであります。

認定第1号から認定第8号までについては、令和5年度の一般会計など8会計の決算について、関係法令の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定を求めるものであります。

なお、決算の内容については、別途説明させていただきますので、本日の説明は、省略させていただきます。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 承認第32号（質疑・委員会付託・討論・採決）

福田晃悦議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、承認第32号を議題とします。

（ 質 疑 ）

福田晃悦議長 これより、本件に対する質疑を許します。

（質疑なし）

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

福田晃悦議長 お諮りします。

本件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

町長提出 承認第32号 専決処分の承認について(「農地・農業用施設災害復旧事業に関する基本協定の締結について」)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

(休 会)

福田晃悦議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明28日から9月2日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明28日から9月2日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、9月3日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時45分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第17号

例月出納検査の結果について

(令和6年6月24日実施)

(令和6年7月24日実施)

2 議長報告第18号

議員派遣の決定について

3 議長報告第19号

入札結果調書について

(令和6年6月20日 5件)

(令和6年7月4日 6件)

(令和6年7月18日 9件)

(令和6年8月2日 13件)

(令和6年8月22日 5件)